

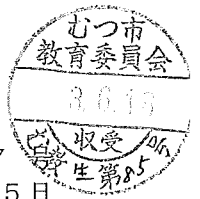
令和3年7月29日開会

第729回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第2号	7頁
報告第3号	13頁
報告第4号	17頁
報告第5号	27頁

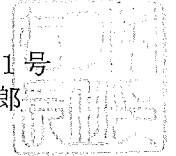
議案第一号 参考資料



む生産第 157
令和3年6月15日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙 一 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和45年11月11日
3. 所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
近年、むつ市に生息するニホンザルの個体群の大部分は農地や集落周辺に定着状態であり、捕獲を含めた多様な対策を講じているものの、農作物被害及び人的被害・人家侵入被害等は依然として発生しているところである。
また、頭数増加に伴う、遊動域の拡大化により、今まで農地や集落周辺に出没しなかった個体群においても、近年では、人里への出没が見られ、早急な被害対策が求められている。
さらに、群れの分裂化が相次ぎ、発信器が装着されていない個体群の出没や過去に取り付けた発信器の耐久年数が経過し、発信していないものもあり、被害対策を行なうにあたって、非常に困難である。
このことから、むつ市内に生息する30群の出没状況に応じ2頭ずつ、計60頭（別紙参照）の範囲内で発信器を装着し、ニホンザルの追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等の生態の実態を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。

10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲にあたっては、箱わな又は麻醉銃により行なうものとし、ニホンザルの群れを追跡しながら安全に十分配慮し、天候と場所を見計らって実施する。

この方法により、群れの出没状況に応じ、60頭の範囲内で発信器を装着して元の群れに放獣する。

11. 現状変更等により生ずべき物件の滅失、若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

箱わな又は麻醉銃による捕獲については、天候及び場所を選び、安全を確認しながら実施し、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

麻醉銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻醉薬の過剰量投与を避け、適正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

発信器に関しては、首輪式とし、近年著しく改善され実用化されているものを使用することから天然記念物に対する影響はないものである。

12. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着手 許可の日から
終了 令和4年3月31日

13. 現状変更等に係わる地域の番地
青森県むつ市（別添、地形図のとおり）

14. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

- ・むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡 史朗
(NPO 法人ニホンザルフィールドステーション事務局長・下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島サルの調査会事務局長等・獣医師資格)
- ・むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引 道彦
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課 主任・わな猟免許保持者)
- ・むつ市緑町15-35 川上 駿聖
(むつ市生産者支援課主事)
- ・むつ市脇野沢本村216番地 榎引 幸成
(むつ市生産者支援課 保護管理専門員・わな猟・麻醉銃免許保持者)
- ・むつ市脇野沢桂沢153-5 近藤 涉
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢渡向109-4 加藤 恵哉
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢瀬野川目78番地5 日隅 雅晃
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢九艘泊84番地1 中島 幸一
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市大畑町本町80-6 福田 雅之
(むつ市生産者支援課野猿監視人・わな猟免許保持者)

※ 麻醉銃に関しては、平成31年4月19日付けで青森県公安委員会から許可済み

むつ市に生息するニホンザルの個体群・個体数発信器装着リスト（令和2年度）

◎ むつ市内の住宅地・耕作地周辺へ通年出没する群れ又は出没する恐れのある群れ

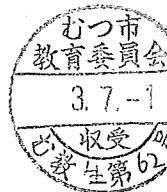
No.	地区名	群れ名	個体数	遊動域	発信器	今回取付頭数
1	脇野沢	A87-A群	72 頭	脇野沢九艘泊～蛸田～瀬野牧場	○	2頭
2		A87-B群	41 頭+ α	脇野沢細間林道周辺		2頭
3		O1-A群	34 頭+ α	脇野沢武士泊～滝山～田ノ頭	○	2頭
4		O1-B群	52 頭+ α	脇野沢武士泊～滝山周辺		2頭
5		O2-A群	43 頭+ α	脇野沢海峡ライン周辺		2頭
6		O2-B群	45 頭	脇野沢海峡ライン～滝山	○	2頭
7		A2-84A群	21 頭+ α	脇野沢寄浪～滝山～辰内	○	2頭
8		A2-84B群	21 頭	脇野沢九艘泊～田ノ頭	○	2頭
9		A2-84C群	9 頭+ α	脇野沢九艘泊～寄浪		2頭
10	川内	A2-85群	27 頭+ α	脇野沢源藤城～川内町宿野部	○	2頭
11		M2-B群	76 頭+ α	川内町畑～佐井村川目	○	2頭
12		安部城北の群れ	71 頭+ α	川内町湯野川～安部城周辺		2頭
13		和白沢の群れ	30 頭+ α	川内町和白沢～安部城沢周辺		2頭
14		男川の群れ	27 頭+ α	川内町蛸崎男川中流～宿野部金八沢周辺		2頭
15	大畑	I2-A1群	22 頭+ α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道		2頭
16		I2-A2群	9 頭+ α	大畑町釣屋浜～大畑町湯坂下		2頭
17		I3-A群	76 頭+ α	大畑町大畑川西股沢林道周辺		2頭
18		Ka群	58 頭+ α	大畑町大畑川二階滝橋周辺		2頭
19		Ko1群	47 頭+ α	大畑町奥薬研～ゴネ沢周辺		2頭
20		Ko2群	81 頭+ α	大畑町薬研～湯坂下～関根橋～烏沢	○	2頭
21		三太郎川の群れ	30 頭+ α	大畑町大畑川三太郎川・大畑林道周辺		2頭
22		上狄川の群れ	28 頭+ α	大畑町大畑川上狄川周辺		2頭
23		M2-A2群	29 頭+ α	大畑町大畑川仁助沢林道周辺		2頭
24		M2-A3群	77 頭+ α	大畑町大畑川弥一郎林道周辺		2頭
25		階子沢の群れ	27 頭+ α	大畑町大畑川鍋滝林道・階子沢周辺		2頭
26	囲沢の群れ	33 頭+ α	大畑町大畑川鍋滝林道・囲沢入口北周辺		2頭	
27	むつ	S1-A群	49 頭+ α	高梨川目～田名部松山周辺	○	2頭
28		S1-B群	42 頭+ α	高梨川目～田名部松山周辺	○	2頭
29		S2群	24 頭+ α	高梨川目～大畑町正津川林道滝沢橋周辺		2頭
30		恐山の群れ	74 頭+ α	恐山周辺～栗山林道		2頭
					合計	60頭

合計	30 群	1,275 頭+ α	令和元年度 28群1,262頭+ α
----	------	-------------------	------------------------------

調査機関：青森県

2021年1月末 現在

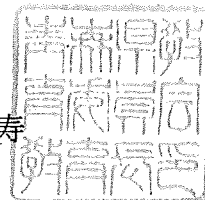
報告第二号 参考資料



青教文第317-1号
令和3年6月30日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（捕獲）について（通知）

令和3年5月21日付けむ教生第62号で進達のあった標記について、
別添のとおり許可になったのでお知らせします。

については、申請者に伝達いただくとともに実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官あ
て）を提出させ、本職に進達願います。

文化財保護課文化財グループ 伊藤主幹
TEL:017-734-9920/FAX017-734-8280
E-mail: yumiko_ito@pref.aomori.lg.jp

むつ市長

令和 3 年 5 月 1 9 日付けで申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可します。

ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和 3 年 6 月 1 8 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

記

- 1 捕獲の対象地域は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- 2 実施にあたっては、青森県教育委員会の指示を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

む 教 生 第 62 号
令 和 3 年 7 月 7 日

むつ市長 宮下 宗一郎 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更
(捕獲)の許可について(通知)

令和3年5月19日付け、む生産第109号で申請のあった現状変更について、別紙のとおり許可されましたので伝達します。



なお、実施にあたり条件が付されており、また事業終了後は、事業者からの終了届の提出を受け、青森県教育委員会経由により文化庁長官宛て進達することになりますので、遺漏のないよう御留意ください。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
Fax 0175-22-1488

報告第三号 参考資料

豪雪による被害状況調査表

調 査 日 時	令和3年1月12日（火曜日） 18時30分～20時45分
調 査 員 氏 名	教育委員会 中央公民館 木村匡孝
調 査 場 所	むつ市大湊浜町13番1号 むつ市中央公民館前横駐車場

被災者住所（所在地）			
氏 名（団 体）		電 話	
被災の状況	<p>被災者は、令和3年1月12日（火曜日）夕方6時半頃、むつ市中央公民館前車道を走行中、携帯電話に着信があったため、除雪がされてある中央公民館正面玄関前横駐車場に一時停車していたところ、中央公民館玄関屋根の落雪により、被災者の車はドアミラー、ワイパーの破損、フロントガラスにヒビが入り、ボンネット、ルーフが大きくへこんだ状態となる。</p> <p>午後8時45分 エンジンのかかっているものの、ミラー損傷等により、公道を走行できないため、レッカー車により、被災者の車を移動となる。被災者は菊池整備に代車を準備してもらい、同時刻、帰宅となる。</p> <p>被災者に怪我などはなく、車の破損の被害にとどまるものとなる。</p>		
			被災者の車に落雪した後反対側の屋根からも落雪し、駐車していた公用車（トラック）のミラー、ワイパーを損傷となる。
			
被 害 金 額	調査中		

※ 覚知した時点で、判明している内容でかまわないので速報をお願いします。

詳細については、随時追報として報告をお願いします。

報告第四号 参考資料

む教総第797号
令和3年7月6日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

このことについて、青森県教育委員会教育長から別添のとおり通知がありましたので、各学校につきましては下記のとおり対応をお願いいたします。

記

○児童生徒に感染者が発生した場合の対応

・児童生徒が濃厚接触者となった場合や体調不良により検査を実施していることが判明したときは、保健所との連携をより円滑にするため、次の資料を準備し、保健所に提供できる体制を整えておくようお願いいたします。

- ① 対象児童生徒が所属する学級の名簿
フリガナ、生年月日、住所、保護者氏名、連絡先が記載されたもの
- ② 対象児童生徒が所属する学級の時間割
- ③ 対象児童生徒が所属する学級の座席図（クラス合同での授業等も含む。）
- ④ 行事等を実施した場合は当該行事の要綱、実施状況が分かる文書

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ 関

電話 22-1111（内線3116）

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について（通知）

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

本通知では、緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域における濃厚接触者の特定等にできる限り協力するよう依頼しております。

本県は現在のところ、緊急事態宣言対象区域等ではありませんが、新規感染者が一時増加し、保健所による検査対象者等の調査に日数を要することがあり、このような実情も踏まえ、保健所との連携がより円滑になるよう、下記に留意の上、学校における感染者の発生に備えた事前の対応に御協力願います。

つきましては、貴管下の学校（園）に対し、本件について周知くださるとともに、引き続き感染症対策を徹底してくださるようお願いいたします。

記

- 1 校内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明した場合、接触のあった児童生徒の連絡先等の個人情報保健所に提供することについて、事前に保護者から了承を得ておくこと。
- 2 保健所が速やかに検査対象者を特定できるよう、児童生徒が家庭内での陽性者判明により濃厚接触者となった場合や体調不良等により検査を実施していることが判明したときは、当該児童生徒に係る接触者リストを準備しておくこと。

なお、検査対象者又は陽性判明者が、感染可能期間に登校していない場合は、接触者として学校関係者に検査対象者がいないため、準備不要となります。

※感染可能期間・・・有症状者は、発症日の2日前から、無症状者は、検体採取日の2日前から

【担当】	スポーツ健康課 体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子
TEL	017-734-9908（直通）
FAX	017-734-8275

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等についてお知らせします。
学校において感染者が発生した際には、保健所とよく連携し、必要に応じ、濃厚接触者の特定等に協力いただきますようお願いいたします。



事務連絡
令和3年6月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

厚生労働省では、令和3年6月4日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であることを示しています。

については、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際には、保健所に相談するなど保健所とよく連携をとり、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等にも、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき、組織的に実施すること

などにご留意ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を



含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

事務連絡
令和3年6月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

（事例）

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間^{※1}において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし^{※2}で、患者と15分以上の接触があった者

※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

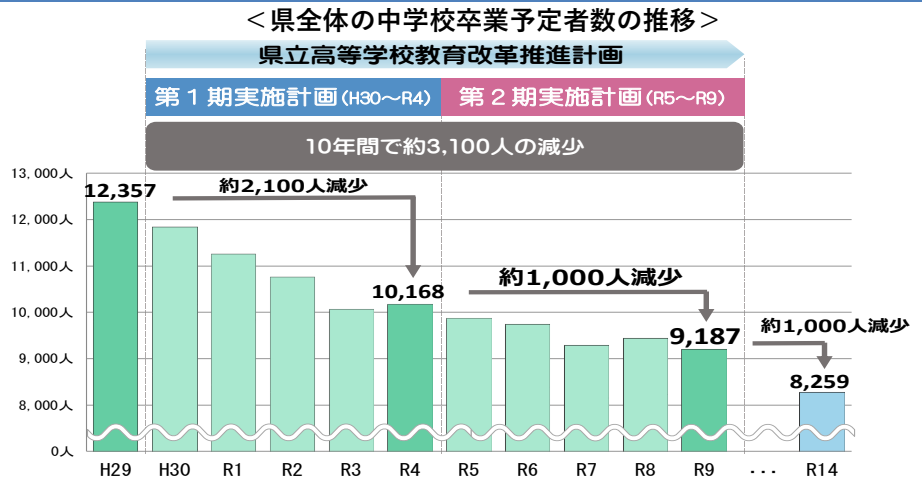
- ・ 感染者からの物理的な距離が近い(部屋が同一、座席が近いなど)者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など)の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

報告第五号 参考資料

青森県立高等学校教育改革推進計画 第2期実施計画(案)概要

県立高校教育改革の背景

- **社会の急速な変化**
(グローバル化の進展等)
- **高校教育を巡る環境の変化**
(学習指導要領改訂等)
- **進路志望等の多様化**
- **中学校卒業予定者数の減少**
(第2期実施計画期間中に
約1,000人減少)



第1 第2期実施計画策定の経緯(P1～P2)

改定した基本方針を踏まえるとともに、地区意見交換会における意見等を参考とし、令和5年度から9年度までの具体的な内容(学校・学科の充実、学校規模・配置、魅力ある高校づくり)等を示す第2期実施計画を策定

時期	取組内容
平成28年1月	青森県立高等学校将来構想検討会議答申
平成28年8月	基本方針策定
平成29年7月	第1期実施計画策定
令和2年3月～5月	基本方針検証会議開催
令和2年8月	基本方針改定
令和2年9月 ～令和3年2月	地区意見交換会(県内6地区×3回)開催
令和3年7月	第2期実施計画(案)公表
令和3年7月～8月	地区懇談会、パブリック・コメント実施
令和3年10月	第2期実施計画策定(予定)

第2期実施計画策定・推進の考え方

- **充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮**
- 生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための**魅力ある高校づくりの更なる推進**

第2 学校・学科の充実(P3～P15)

1 全ての高校に共通して求められる教育環境(P3～P4)

カリキュラム・マネジメントの適切な実施

＜県教育委員会＞
スクール・ミッション(各校に求められる役割や目指すべき学校像等)の明確化

＜高校＞
スクール・ポリシー(一貫性を持って教育活動を進めるための具体的な方針)を策定

＜高校＞
教育活動の充実を図る**カリキュラム・マネジメント**を適切に実施

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着や未来を切り拓いていくために必要な力を育成
- STEAM教育の視点を取り入れながら、**探究的な学びを重視した教育活動**を展開

社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度の育成

- 小・中学校におけるキャリア教育の成果を受け継ぎながら、**教育活動全体を通じたキャリア教育**を実施
- 地域・企業等と連携したインターンシップや大学等と連携した**アカデミック・インターンシップ**等を充実

2 全日制課程(P5~P14)

(1) 普通科等の充実(P5~P7)

大学等への進学や就職等、生徒の幅広い進路志望に対応するとともに、様々な分野で活躍できる人財の育成に向け、地域の実情に応じた教育活動・各校の特色を生かした取組を推進

重点校と各校の連携による取組

- 探究活動等の特色ある教育活動の中核的役割を担う重点校を配置し、県全体の普通科等における教育の質を確保・向上
- 重点校が実施する研究会や講習会等への各校の生徒の参加、学習成果の共有に向けた生徒同士の交流等の連携を推進
- 計画・実行・検証・改善を通じた取組の更なる充実と積極的な周知

【重点校の配置】

東青地区	西北地区	中南地区	上北地区	下北地区	三八地区
青森高校	五所川原高校	弘前高校	三本木高校	田名部高校	八戸高校

【重点校における連携のイメージ】



各学科の充実

- **普通科**
現代社会を巡る複雑な課題や地域社会の課題等に対応するために必要な資質・能力の育成に向け、各校の実情に応じた探究活動を推進
- **理数科**（設置校：五所川原高校）
- **スポーツ科学科**（設置校：青森北高校、弘前実業高校、八戸西高校）
- **外国語科→グローバル探究科**（設置校：青森南高校）

学科 改編

これまでの外国語科の学習内容を発展的に見直しグローバル探究科へ改編

<グローバル探究科における学び>

- ・国際的な教育プログラムである国際バカロレアの理念※に基づき、生徒がグローバルに活躍するために必要な語学力や、課題発見・解決能力等を身に付けられる学習を充実
- ・国内外の学校等と協働しながら SDGs の実現等に着眼した探究活動を実施

※国際バカロレアの理念：「多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成」

- **表現科**（設置校：八戸東高校）

(2) 職業教育を主とする専門学科の充実(P8~P12)

基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力を育むとともに、社会の発展に貢献できる人財の育成に向け、地域・企業等と連携・協力した取組を推進

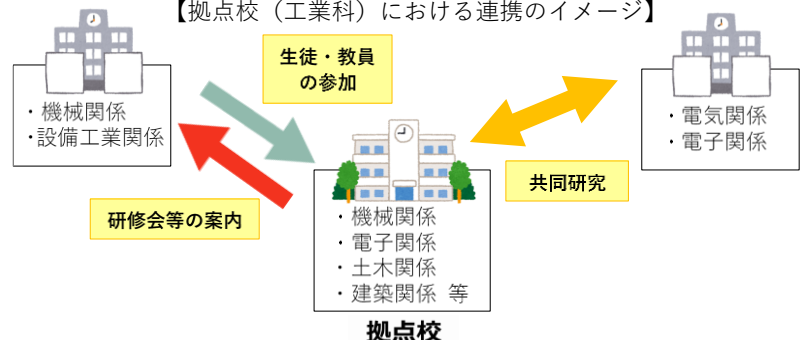
拠点校と各校の連携による取組

- 農業科・工業科・商業科の学習の拠点としての役割を担う拠点校を配置し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質を確保・向上
- 拠点校が実施する技術講習会や出前講座、資格取得講習会等への各校の生徒の参加、学習成果の共有に向けた生徒同士の交流等の連携を推進
- 計画・実行・検証・改善を通じた取組の更なる充実と積極的な周知

【拠点校の配置】

農業科	工業科	商業科
五所川原農林高校 三本木農業恵拓高校	青森工業高校 弘前工業高校 八戸工業高校	青森商業高校

【拠点校（工業科）における連携のイメージ】



各学科の充実

- **農業科**（設置校：五所川原農林高校、柏木農業高校、三本木農業恵拓高校、名久井農業高校）

学科 改編	【五所川原農林高校】 森林科学科と環境土木科を統合し環境科学科へ改編 <環境科学科における学び> 森林の構造・機能・育成、農業土木、環境保全等に関する学習を充実	学校名	R4	R5～R9	
		五所川原農林	生物生産	環境科学	
			森林科学		変更なし
			環境土木		変更なし
【柏木農業高校】 生活科学科を生物生産科へ統合 <生物生産科における学び> 農業生産や農業経営等に加え、地域資源の活用に関する学習を充実	柏木農業	生物生産	生物生産		
		生活科学		変更なし	
		環境工学		変更なし	
		食品科学		変更なし	

- **工業科**（設置校：青森工業高校、五所川原工科高校、弘前工業高校、十和田工業高校、むつ工業高校（下北地区統合格）、八戸工業高校）

学科 改編	【むつ工業高校（下北地区統合格）】 電気科と設備・エネルギー科を統合し電気・エネルギー科へ改編 <電気・エネルギー科における学び> 発電や送電、電気配線工事、エネルギー等に関する学習を充実	学校名	R4	R5～R9	
		むつ工業 （下北地区統合格）	機械	電気・エネルギー	
			電気		変更なし
			設備・エネルギー		変更なし

- **商業科**（設置校：青森商業高校、黒石高校、弘前実業高校、三沢商業高校、八戸商業高校）
- **水産科**（設置校：八戸水産高校）
- **家庭科**（設置校：弘前実業高校、百石高校）
- **看護科**（設置校：黒石高校）

(3) 総合学科の充実(P13)

自身の個性の発見や自己の在り方・生き方の考察をさせることで、将来を見据えた主体的な系列選択を促すとともに、多様な選択科目の充実を図り、生徒の幅広い進路志望へ対応

- **総合学科**（設置校：青森中央高校、木造高校、七戸高校、大湊高校（下北地区統合格））

(4) 多様な教育制度の充実(P14)

- **併設型中高一貫教育**（導入校：三本木高校・三本木高校附属中学校）
 高校と附属中学校の教員の交流による授業改善、6年間を見通した計画的・継続的な教育活動を充実、異年齢交流を通して社会性や豊かな人間性を育成
- **全日制普通科単位制**（導入校：青森東高校、弘前南高校、田名部高校、八戸北高校）
 生徒の興味・関心等に応じた幅広い選択科目や学校設定科目を開設、指導体制の工夫・改善による個に応じた指導を充実、大学等の学校外における学修の単位認定を推進
- **総合選択制**（導入校：弘前実業高校）
 所属する学科の科目に加え他学科の科目の学習を行うことにより、幅広い知識や柔軟な発想等を育成

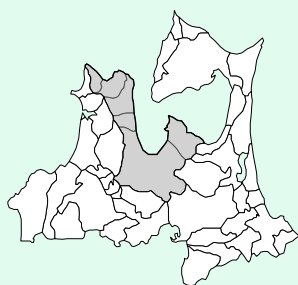
3 定時制課程・通信制課程(P15)

- **定時制課程**（設置校：北斗高校、五所川原高校、尾上総合高校、三沢高校、田名部高校、八戸中央高校）
 ・家庭・地域等と連携しながら生徒一人一人に寄り添った指導や支援を実施
 ・スクールライフサポーター等、専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制の整備等を推進
- **通信制課程**（設置校：北斗高校、尾上総合高校、八戸中央高校）
 ・生徒の多様なニーズ等に対応するため、ICTを活用した学習・相談体制を構築
 ・後期入学や年度中途からの転入学・編入学の実施を通して、幅広く学びの機会を提供

第3 学校規模・配置(P16~P27)

1 全日制課程(P16~P26)

東青地区



< 中学校卒業生数(見込み) : R4 **2,492** 人→R9 **2,216** 人(△276) >
 < 募集学級数の期間内増減 (見込み) : **△4 学級** >

(単位:学級)

学校・学科	年度・学級数等	第2期実施計画			備考
		第1期 R4	R5~R9	期間内増減	
青森	普通	6	6		重点校
東青地区統合校	普通	-	6	+6	R9 募集開始
青森西	普通	6	0	△6	R9 募集停止
浪岡	普通	2	0	△2	R10 年度末閉校
青森東	普通	6	6		
青森北	普通	4	4		
	スポーツ科学	1	1		
青森南	普通	4	3	△1	外国語科をグローバル探究科に改編
	グローバル探究	-	1	+1	
	外国語	1	0	△1	
青森中央	総合	5	4	△1	
青森工業	機械	1	1		拠点校
	電気	1	1		
	電子	1	1		
	情報技術	1	1		
	建築	1	1		
	都市環境	1	1		
青森商業	商業	4	4		拠点校
	情報処理	1	1		
地区計		46	42	△4	

青森西・浪岡

→東青地区統合校

統合年度：令和9年度

設置場所：青森西高校の校地
 (既存校舎を活用する予定)

学科構成：普通科6学級

< 統合校の方向性 >

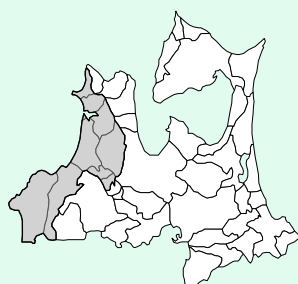
【統合校が目指す姿】

- ・生徒の個性や能力を伸ばし、生徒の幅広い進路志望の実現に寄与する高校
- ・地域と連携・協働した探究的な学びを通して、生徒の地域社会の発展に貢献する意識を醸成する高校

【統合校における教育活動の例】

- ・生徒の学習ニーズに応じたきめ細かな指導や系統的なキャリア教育
- ・地域の歴史・文化に対する理解や愛着を深める教育活動
- ・地域の魅力を国内外に発信する教育活動

西北地区



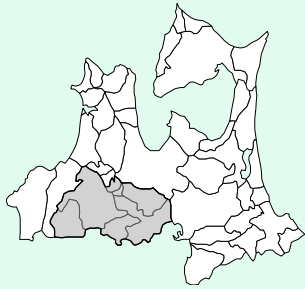
< 中学校卒業生数(見込み) : R4 **985** 人→R9 **824** 人(△161) >
 < 募集学級数の期間内増減 (見込み) : **△2~3 学級** >

(単位:学級)

学校・学科	年度・学級数等	第2期実施計画			備考
		第1期 R4	R5~R9	期間内増減	
五所川原	普通	4	4		重点校
	理数	1	1		
木造	総合	4	3	△1	
鱒ヶ沢	普通	1	※ 1		地域校
五所川原工科	普通	2	2		拠点校
	機械	1	1		
	電子機械	1	1		
	電気	1	1		
五所川原農林	生物生産	1	1		拠点校
	環境科学	-	1	+1	
	森林科学	1	0	△1	
	環境土木	1	0	△1	
	食品科学	1	1		
地区計		19	17	△2	

※地域校の規模・配置については、基本方針に基づき入学状況により対応

中南地区

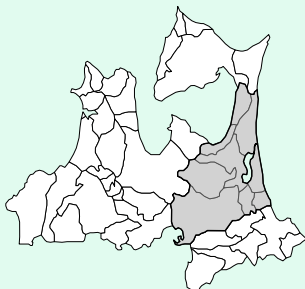


< 中学校卒業生数(見込み) : R4 **2,112** 人→R9 **1,935** 人(△177) >
 < 募集学級数の期間内増減 (見込み) : **△3 学級** >

(単位:学級)

学校・学科	年度・学級数等	第2期実施計画			備 考
		第1期 R4	R5~R9	期間内増減	
弘 前	普 通	6	6		重点校
弘前中央	普 通	6	5	△1	
弘前南	普 通	6	5	△1	
黒 石	普 通	3	3		
	情報デザイン	1	1		
	看 護	1	1		
柏木農業	生物生産	1	1		生活科学科を生物生産科に統合
	環境工学	1	1		
	食品科学	1	1		
	生活科学	1	0	△1	
弘前工業	機 械	1	1		拠点校
	電 気	1	1		
	電 子	1	1		
	情報技術	1	1		
	土 木	1	1		
	建 築	1	1		
	商 業	2	2		
弘前実業	情報処理	1	1		
	家庭科学	1	1		
	服飾デザイン	1	1		
	スポーツ科学	1	1		
	地区計	39	36	△3	

上北地区



< 中学校卒業生数(見込み) : R4 **1,583** 人→R9 **1,486** 人(△97) >
 < 募集学級数の期間内増減 (見込み) : **△2~3 学級** >

(単位:学級)

学校・学科	年度・学級数等	第2期実施計画			備 考
		第1期 R4	R5~R9	期間内増減	
三本木	普 通	6	6		重点校
三 沢	普 通	※ 6	5	△1	
野辺地	普 通	2	1	△1	
七 戸	総 合	3	3		
百 石	普 通	2	2		
	食物調理	1	1		
六ヶ所	普 通	※ 1	※ 1		地域校
三本木農業恵拓	普 通	2	2		拠点校
	植物科学	1	1		
	動物科学	1	1		
	環境工学	1	1		
	食品科学	1	1		
十和田工業	機械・エネルギー	1	1		
	電 気	1	1		
	電 子	1	1		
	建 築	1	1		
三沢商業	商 業	2	2		
	情報処理	1	1		
地区計		34	32	△2	

※三沢高校については、第1期実施計画に基づき令和4年度に学級減を予定していたが、第2期実施計画期間中の中学校卒業生数の増加・減少の幅が大きくなることが見込まれ、これらの変動に対応する必要があることから、第2期実施計画期間に学級減を行う予定

※地域校の規模・配置については、基本方針に基づき入学状況により対応(六ヶ所高校については、令和2~3年度の入学人数が2年間継続して40人以下のため、令和4年度に1学級規模とする予定)

地域校の規模・配置に係る基準等

< 2学級規模の地域校 >

入学人数が40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模として配置

< 1学級規模の地域校 >

募集人員に対する入学人数の割合が2年間継続して2分の1未満(20人未満)となった場合、募集停止等に向け、当該高校の所在する市町村等と協議

下北地区

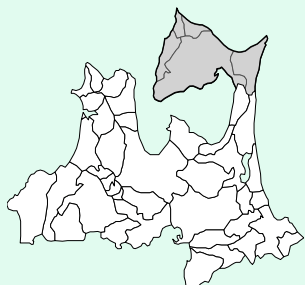
< 中学校卒業生数(見込み) : R4 578 人 → R9 464 人(△114) >

< 募集学級数の期間内増減 (見込み) : △2~3 学級 >

(単位: 学級)

学校・学科	年度・学級数等	第1期	第2期実施計画		備考
		R4	R5~R9	期間内増減	
田名部	普通	5	5		重点校
下北地区統合校	総合	-	3	+3	R9 募集開始
	機械	-	1	+1	
	電気・エネルギー	-	1	+1	
大湊	総合	4	0	△4	R9 募集停止 R10 年度未閉校
	機械	1	0	△1	
むつ工業	電気	1	0	△1	
	設備・エネルギー	1	0	△1	
大間	普通	※ 2	※ 2		地域校
地区計		14	12	△2	

※地域校の規模・配置については、基本方針に基づき入学状況により対応



大湊・むつ工業 →下北地区統合校

統合年度：令和9年度

設置場所：むつ工業高校の校地
(校舎を新たに整備予定)

学科構成：総合学科3学級
工業科2学級
(機械/電気・エネルギー)

<統合校の方向性>

【統合校が目指す姿】

- ・幅広い知識や視野を身に付けさせ、生徒の進路志望を実現する高校
- ・生徒の個性や能力を伸張させ、豊かな社会の実現に寄与する高校
- ・専門的な知識・技術を身に付けさせ、地域産業の発展に貢献する高校

【統合校における教育活動の例】

- ・総合学科と工業科の連携による教育活動
- ・多様な選択科目の開設等、生徒の進路意識を高める教育活動
- ・最先端技術の学習等を通じた、高い専門性を身に付けさせる教育活動

三八地区

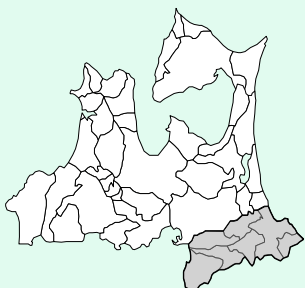
< 中学校卒業生数(見込み) : R4 2,418 人 → R9 2,262 人(△156) >

< 募集学級数の期間内増減 (見込み) : △2~3 学級 >

(単位: 学級)

学校・学科	年度・学級数等	第1期	第2期実施計画		備考
		R4	R5~R9	期間内増減	
八戸	普通	6	6		重点校
八戸東	普通	5	4	△1	
	表現	1	1		
八戸北	普通	6	5	△1	
八戸西	普通	5	5		
	スポーツ科学	1	1		
三戸	普通	1	※ 1		地域校
名久井農業	生物生産	1	1		
	環境システム	1	1		
八戸水産	海洋生産	1	1		
	水産食品	1	1		
	水産工学	1	1		
八戸工業	機械	1	1		拠点校
	電気	1	1		
	電子	1	1		
	土木	1	1		
	建築	1	1		
	材料技術	1	1		
	商業	2	2		
八戸商業	情報処理	1	1		
地区計		39	37	△2	

※地域校の規模・配置については、基本方針に基づき入学状況により対応



地域校の規模・配置に係る対応

- 学校規模の標準を満たさない高校のうち、募集停止等により**高校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高校を地域校として配置**

【地域校の配置】

東青地区	西北地区	中南地区	上北地区	下北地区	三八地区
—	鱒ヶ沢高校	—	六ヶ所高校	大間高校	三戸高校

- 地域校の規模・配置については、基本方針に定める基準等により対応。1学級規模の地域校が基準に該当した場合は、翌年度の募集停止を基本とし、生徒の通学への対応等について当該高校が所在する市町村等と協議

地域校の活性化に向けた対応

- 地域校の活性化に向け、学校関係者と市町村関係者等で構成する地域校活性化協議会（仮称）における協議結果等を踏まえ、学校と地域等が一体となって教育環境の充実に資する取組を実施

統合に当たっての留意事項

- 統合の対象となる学校に入学した生徒は、**入学した学校で学び、卒業することを基本**
- 適正な教職員配置に加え、学校行事をはじめとする特別活動や部活動等の生徒の活動の場を確保
- 統合の対象となる学校の関係者等で構成する**開設準備委員会をあらかじめ設置し、統合校の新たな名称、目指す人財像、特色ある教育活動等について協議**
- 開設準備委員会における協議結果を踏まえ、統合校の教育課程の編成等、**開校に向けた具体的な準備を進めるための開設準備室**を統合の対象となる学校内に設置
- 統合の対象となる学校の卒業生に係る卒業証明書等の発行や指導要録、沿革に係る資料の保存や管理等は、統合校が引継ぎ

2 定時制課程・通信制課程(P27)

■ 定時制課程

学級数の増減なし

■ 通信制課程

募集人員の増減なし

第4 魅力ある高校づくり(P28～P31)

1 学校・家庭・地域等との連携の推進(P28～P29)

各校種等との連携の推進

- 生徒の能力・適性や進路志望等の多様化、小規模校における課題に対応するため、教員研修や学校行事等において各校が相互に連携・協力
- 小学校や中学校と連携し、高校の学びに触れる機会の提供や各発達段階に応じた教育活動の充実等の取組を推進
- **国内外の高校や大学等と連携した共同事業体（コンソーシアム）の構築等**による教育活動等に取り組み、生徒の進路志望に応じた高度な学びを提供

家庭・地域等との連携の推進

- 学校・家庭・地域が一体となり、生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育成
- **コミュニティ・スクール**導入校における成果や課題の検証を踏まえ、**他校においても段階的な取組を実施**
- 総合的な探究の時間や学校設定科目等において、地域への理解を深める学習である「**あおもり創造学**」を進め、**生徒の「ふるさとあおもり」への愛着や誇り、夢を抱き未来に向かって挑戦する意欲を醸成**

2 教育活動の充実に向けた取組(P30～P31)

各校に関する情報発信の充実

- 中学生の進路選択等に資するよう各校のホームページを充実
- 様々な広報媒体を活用した**各校の魅力ある教育活動等を発信**

施設・設備の充実

- 老朽化の解消等により**安全・安心な教育環境を確保**
- 特色ある教育活動等の展開に向けた施設・設備を計画的に整備

特別な支援を必要とする生徒等への対応

- 生徒の実情に応じた支援に取り組むため、校内研修の充実や特別支援学校と連携した教員研修等を推進
- 北斗高校、尾上総合高校、八戸中央高校の定時制課程において実施している**通級による指導**の成果を踏まえ、**他校への拡充等を検討**
- 医療・福祉等関係機関との連携や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、**専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制の整備**等を推進
- 不登校の生徒等に対する支援として、ICTを活用したオンラインによる学習活動等を実施

全国からの生徒募集の導入

- 県外から目標を持った生徒を受け入れ、近年、入学者数が定員に満たない高校の活性化を進めるため、高校が所在する**市町村の意向等を踏まえながら全国からの生徒募集を導入**
- 各校の魅力化や県外生徒の生活環境に関する**市町村等の支援内容等を考慮しながら、次とおり導入校を決定**

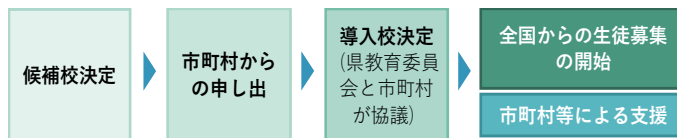
導入校の決定方法

以下のいずれかに該当する高校（候補校）のうち、高校が所在する市町村から支援を前提とする申し出があった高校について、県教育委員会と市町村が協議した上で導入校として決定

- ①第2期実施計画において地域校とする高校
- ②過去5年の定員充足率の平均が90%以下の高校（第2期実施計画における統合対象校を除く）

- **令和5年度入学者選抜からの導入を基本**

【全国からの生徒募集開始までの流れ】



ICTの活用による教育活動の充実

- 生徒一人一人に情報活用能力を育成するため充実したICT環境を提供
- 学習場面に応じて効果的に**ICTを取り入れた授業づくり**を推進
- ICTの特性を生かした教育活動の展開に向けた実践的な教員研修を充実

第5 県民の理解と協力の下での県立高校教育改革の推進(P32)

人口減少克服に向けて生徒一人一人に郷土を愛する心を育むため、学校と地域等が一体となり、県全体が丸となって高校生を育てる教育に取り組むとともに、次のような取組を推進

<青森県立高等学校教育改革推進計画の進捗管理>

高校教育を巡る環境の変化や中学校卒業生数の見込み、生徒の志願・入学状況等を確認の上、第2期実施計画の取組状況について検証し、必要に応じて実施計画を見直し

<次期実施計画の策定>

次期実施計画の策定に当たっては、県民の皆様からご意見を伺う機会を設けながら、新たな時代を主体的に切り拓く子どもたちを育むための高校教育の在り方を検討

県民の皆様のご意見等を募集しています

青森県教育委員会では、広く県民の皆様から「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」に対するご意見・ご感想をいただき、検討を重ねた上で計画を策定したいと考えています。
多くのご意見・ご感想をお待ちしています。

◇ご意見・ご感想の宛先

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話 017-734-9866 FAX 017-734-8003

詳しくは、

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkoukyouikukaikaku.html>

メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp



